

共創の場形成支援プログラム (未来共創分野)

令和 8 年度 公募要領

公募期間

令和 8 年 4 月 17 日(金)～6 月 18 日(木)12 : 00 (正午)

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>



イノベーション拠点推進部

令和 8 年 4 月

お問い合わせ先

原則として、お問い合わせは電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

イノベーション拠点推進部

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

e-mail : platform@jst.go.jp

（受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00※）

※土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間外のお問い合わせの対応には時間を要する可能性があります。

（急を要する場合のお問い合わせ先）

電話番号：03-5214-8487

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いする場合がありますので、ご了承ください。]

共創の場形成支援プログラム 研究提案募集ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせて参照してください。

公募概要

1. 提案対象（詳細は第 1 及び 2 章参照）

	未来共創分野
趣旨	大学等（※1）のうち地域大学等（※2）を中心とし、若手研究者（※3）をプロジェクトリーダー（PL）とするチームによって、ステークホルダーとの議論等を通じて地域の社会課題を見極め、当該社会課題の解決に寄与するグローバル水準の研究成果の創出と将来の自立的・持続的な産学官共創拠点（以下、「拠点」といいます。）の形成を目指す。
提案機関の構成要件	地域大学等を代表機関とし、1つ以上の幹事自治体（※4）、1つ以上の民間企業を含む3機関以上の連名による提案。
委託研究費 （間接経費含む）	フェーズ1：3.7千万円/年度
支援期間	フェーズ1：2年度
令和8年度の採択予定件数	フェーズ1：3件程度

（共創分野、地域共創分野及び政策重点分野の公募はありません。）

※1 大学等

以下に掲げる研究機関の総称

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JSTが認めるもの

※2 地域大学等

大学等のうち、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校のいずれかの機関であり、幹事自治体と密な連携を取れるような場所に当該機関が組織として設置するキャンパス等（研究室単位等で独自に設置している場所を除く）を有するなど、当該キャンパス等が提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関

※3 若手研究者

プロジェクト開始時点において代表機関に在籍する研究者で、プロジェクト開始年度の4月1日時点において45歳未満であり、かつ博士号を取得済みの者

※4 幹事自治体

プロジェクトに参画する地方自治体のうち、大学等と「組織」対「組織」の連携を図りつつ、当該プロジェクトの中核となって活動する自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）

- ・上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。

2. スケジュール（詳細は第3章参照）

- 公募開始：令和8年4月17日（金）
- 公募終了：令和8年6月18日（木）12:00（正午）
- 書類審査期間：令和8年7～9月頃
- 面接審査期間：令和8年9月頃
- 審査結果の通知：令和8年10月中旬
- プロジェクト開始：令和8年11月以降

※応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

※締切までにe-Radを通じた応募手続きが完了していない場合、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

※書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※面接を行う具体的な日時は、JSTから対象者に通知いたします。

3. 応募にあたっての諸注意（詳細は第3章参照）

- ・ 同一の代表機関が、複数の提案を行う場合又は提案時点において本プログラムで実施中のプロジェクト（政策重点分野を除く。以下、「既存プロジェクト」といいます。）がある場合には、提案書に、当該様式による提案（以下、「当該提案」といいます。）以外の提案（既存プロジェクト含む。以下、「他提案」といいます。）の目的・概要や、当該提案と他提案との間の関係性（体制面や研究開発面で相互連携する内容等）、他提案に加えて当該提案を実施することにより見込まれる相乗効果等を記載していただきます。
- ・ 過去に本プログラムの育成型として採択されたプロジェクトでの取組と実質的に同一内容を再度提案された場合、その理由・背景を確認することがあります。
- ・ プロジェクトを構成する機関が、本プログラムの支援期間中に国際卓越研究大学に認定された場合、当該機関の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本プロ

プログラムの取組で重複が生じないものについて支援します。

- ・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の採択大学が、本プログラムの代表機関や参加機関となつて提案することは可能です。
- ・一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等として参画を希望する場合は、代表機関、参画機関を問わず、応募前に速やかに事務局までお問合せください。JSTにて当該機関・法人が大学等に該当するか判定を行い、大学等に該当しないと判断された場合は、JSTと委託研究契約を締結することはできません。

目次

第 1 章 プログラムの概要	10
1.1 共創の場形成支援プログラムについて	10
1.1.1 プログラムの目的	10
1.1.2 分野と実施タイプについて	12
1.1.3 JST によるプログラムのマネジメント	13
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	14
1.2.1 「共創の場形成支援プログラム」への応募を検討されているみなさまへ	14
1.2.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	15
1.2.3 ダイバーシティの推進について	17
1.2.4 公正な研究活動を目指して	18
第 2 章 未来共創分野	20
2.1 募集対象となる未来共創分野の概要	20
2.2 未来共創分野のフェーズ構成について	22
2.2.1 フェーズ 1 における活動について	22
2.2.2 フェーズ 2 における活動について	23
2.3 プロジェクトの構成要件	23
2.4 プロジェクトにおける組織・責任者	23
2.5 プロジェクトでの取組内容	30
2.5.1 プロジェクト実施計画の策定にあたって	30
2.5.2 プロジェクト実施計画の練り上げ	31
2.5.3 産学官共創システムの構築	31
第 3 章 公募・審査について	34
3.1 公募期間・審査スケジュール	34
3.2 応募方法	34
3.3 審査（事前評価）の流れ	35
3.4 利益相反マネジメントの実施	37
3.5 審査の観点	40
第 4 章 募集・審査・プログラム運営にあたっての基本的方針	42

第 5 章 採択後の研究推進等について	44
5.1 プロジェクト実施計画の作成	44
5.2 委託研究契約	44
5.3 委託研究費	44
5.3.1 直接経費	45
5.3.2 間接経費	46
5.3.3 複数年度契約と繰越制度について	46
5.4 フェーズ 1 におけるフェーズ 2 への昇格審査	46
5.5 フェーズ 2 における評価	47
5.6 代表機関等の責務等	47
5.7 研究機関の責務等	48
5.8 その他留意事項	51
5.8.1 出産・子育て・介護支援制度	51
5.8.2 JREC-IN Portal のご利用について	51
5.8.3 調査への協力	52
5.8.4 外部リソースの管理	52
5.8.5 大学等を除く参画機関との共同研究契約等について	52
5.8.6 研究開発の成果等の発表	52
5.8.7 プロジェクト・拠点のホームページ開設	53
第 6 章 応募に際しての注意事項	54
6.1 生成 AI の利用について	54
6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	54
6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置	56
6.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セ キュリティの確保	59
6.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	60
6.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	63
6.7 繰越について	63
6.8 府省共通経費取扱区分表について	63
6.9 費目間流用について	64

6.10	年度末までの研究期間の確保について	64
6.11	間接経費について	65
6.12	研究設備・機器の共用促進について	65
6.13	博士課程学生の処遇の改善について	67
6.14	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	69
6.15	男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について	70
6.16	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	70
6.17	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	71
6.18	URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について	71
6.19	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づく産学官共創システムの構築について	72
6.20	社会との対話・協働の推進について	73
6.21	オープンサイエンスの促進について	74
6.22	論文謝辞等における体系的番号の記載について	77
6.23	ライフサイエンス分野のデータ公開について	78
6.24	動物実験基本指針における外部検証の受検について	78
6.25	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	79
6.26	技術職員の活躍促進について	79
6.27	競争的研究費改革に関する記載事項	80
6.28	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	81
6.29	不正使用及び不正受給への対応	82
6.30	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	84
6.31	関係法令等に違反した場合の措置	84
6.32	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	84
6.33	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	88
6.34	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	89
6.35	e-Rad からの内閣府への情報提供等について	89
6.36	研究者情報の researchmap への登録について	89
6.37	JST からの特許出願について	90
6.38	特許出願非公開制度について	90

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	91
7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	91
7.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について	91
7.3 e-Rad の使用にあたっての留意事項	91
7.4 システムを利用した申請の流れ	92
7.5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先.....	93
7.6 提案書類提出・作成時の注意事項.....	93
7.7 e-Rad の操作方法と注意事項	94

第 1 章 プログラムの概要

1.1 共創の場形成支援プログラムについて

1.1.1 プログラムの目的

知と人材の集積拠点である大学等のイノベーション創造への役割が増している中、これまでの改革により大学等のガバナンスとイノベーション創出力の強化が図られてきました。一方、先の見えない不確実な状況において新しい社会像を世界中が模索する中、我が国ひいては世界が、現在及び将来直面する課題を新たな知とステークホルダーとの協働により解決していくためには、国の重点的な支援のもと将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを「組織」対「組織」の産学官共創により構築することが必要です。

このため、国は近年、本プログラムをはじめ国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 (J-PEAKS) 等により、大学全学の研究力強化とシステム改革を推進してきました。このなかで本プログラムは、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」(※1) (令和 4 年 2 月 1 日策定、令和 6 年 2 月 20 日改定 総合科学技術・イノベーション会議) において、大学等自身の取組の強化を促す (大学等の強みや特色を伸ばす) ための重要な一施策となっており、研究活動を核として大学の力を向上させる際に求められる機能を踏まえ、研究成果の社会実装及び地域貢献を促すための政策パッケージの 1 つの施策として位置づけられています。

そこで本プログラムでは、大学等を中心として、企業や地方自治体・市民等の多様なステークホルダーを巻き込んだ産学官共創により、未来のありたい社会像をビジョンとして掲げ、その実現のため「バックキャスト (※2) によるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点の形成が可能な産学官共創システム (※3) の構築」をパッケージで推進します。ビジョンの共有により「人が変わる」、持続的な産学官共創システムの整備・運営により「大学が変わる」、科学技術イノベーションによる社会システムの変革により「社会が変わる」ことを目指します。

<未来共創分野>

本プログラムでは、地域の大学等を、地域特有のポテンシャルを活かしつつ地域の社会課題解決に寄与する先端的な研究開発を行うなど、地域経済の活性化や魅力ある地域社会・文化形成に寄与する中核的な存在と捉えています。これら地域の大学等において、地域の社会課題解決に貢献すると同時に大学等の研究力向上を牽引するような産学官共創拠点を形成する必要性は高まっています。

また、その際には、産学官共創のタネとなる独創的・挑戦的な研究成果の創出が必要であり、その担い手として、地域の未来に向けて将来の産学官共創を牽引する存在であるとともに、新しい視点と柔軟性、挑戦的な研究への意欲、高い適応力、最新技術の活用力、国際的なネットワークの構築力

等の特徴を有する若手研究者の活躍が重要となります。併せて、本プロジェクトを通じて、大学等における、若手研究者の活躍促進や人材流動化を促進するようなシステム改革、若手研究者を中心としたチームが研究に専念できる環境整備や産学官共創の支援、さらに、地域で不足する人材を当該地域の資源のみに頼らず外部からの誘致等も期待されます。

そのような背景から、令和 7 年度より本プログラムに「未来共創分野」を設定し、独創的・挑戦的な若手研究者を中心とするチームに対し、地域の社会課題の解決に寄与するプロジェクトを重点的に支援することとしています。これにより、地域の社会課題解決に寄与するグローバル水準の研究成果の創出と産学官共創拠点の形成を図り、産学官共創・社会実装プロジェクトを牽引できる研究人材の育成・輩出、若手研究人材の人材循環の促進ひいては地域貢献と世界に通用する研究力の高い地域の大学等への発展を目指します。

なお、本プログラムは、競争的研究費制度に該当します。

※1 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ：

「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和 4 年 2 月 1 日策定、令和 6 年 2 月 20 日改定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/daigaku/chiiki_pkg_250227.pdf

※2 バックキャスト：

ありたい社会の姿（ビジョン）から、主として科学技術による解決を目指して取組むべき課題を設定し、プロジェクト実施計画を策定して推進する手法

※3 産学官共創システム：

大学等を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステム

1.1.2 分野と実施タイプについて

	共創分野	地域共創分野	未来共創分野	政策重点分野
分野 ※医療分野 に限定され る研究開発 は対象外	科学技術分野全般	科学技術分野全般	科学技術分野全般	量子技術分野 環境エネルギー分野 バイオ分野
趣旨	大学等を中心とし、 国レベル・グローバル レベルの社会課 題を捉えた未来の ありたい社会像の 実現を目指す、国際 的な水準にある自 立的・持続的な産学 官共創拠点の形成	地域大学等を中心 とし、地方自治体、 民間企業等とのパ ートナーシップに よる、地域の社会課 題解決や地域経済 の発展を目的とし た、自立的・持続的 な地域産学官共創 拠点の形成	地域大学等を中心と し、若手研究者をプ ロジェクトリーダー (PL) とするチーム による、ステークホ ルダーとの議論等を 通じた地域の社会課 題の見極め、当該社 会課題の解決に寄与 するグローバル水準 の研究成果の創出と 将来の自立的・持続 的な産学官共創拠点 の形成を目指す	大学等を中心とし、 国の重点戦略に基づ き成果を生み出す、 国際的にも認知・評 価が高い自立的・持 続的な産学官共創拠 点の形成
委託研究費 (間接経費 含む)	育成型：2.5 千万円 /年度 本格型：最大 3.2 億 円/年度	育成型：2.5 千万円 /年度 本格型：最大 2.16 億 円/年度	フェーズ 1：3.7 千 万円/年度 フェーズ 2：最大 2 億円/年度	政策重点分野ごとに 設定
支援期間	育成型：2 年度 本格型：最長 10 年 度	育成型：2 年度 本格型：最長 10 年 度	フェーズ 1：2 年度 フェーズ 2：最長 5 年度	本格型：最長 10 年 度

- ・共創分野、地域共創分野及び政策重点分野の公募はありません。
- ・未来共創分野のフェーズ 2 の実施は、フェーズ 2 開始年度の政府予算の措置を前提とし、委託研究費、支援期間は現時点での予定となります。
- ・JST の委託研究費は「直接経費（研究開発経費及びプロジェクト推進経費）」と「間接経費」の合計額となります。

研究開発経費：個別の研究開発課題の実施に係る経費

プロジェクト推進経費：プロジェクト全体の運営・マネジメント活動に係る経費

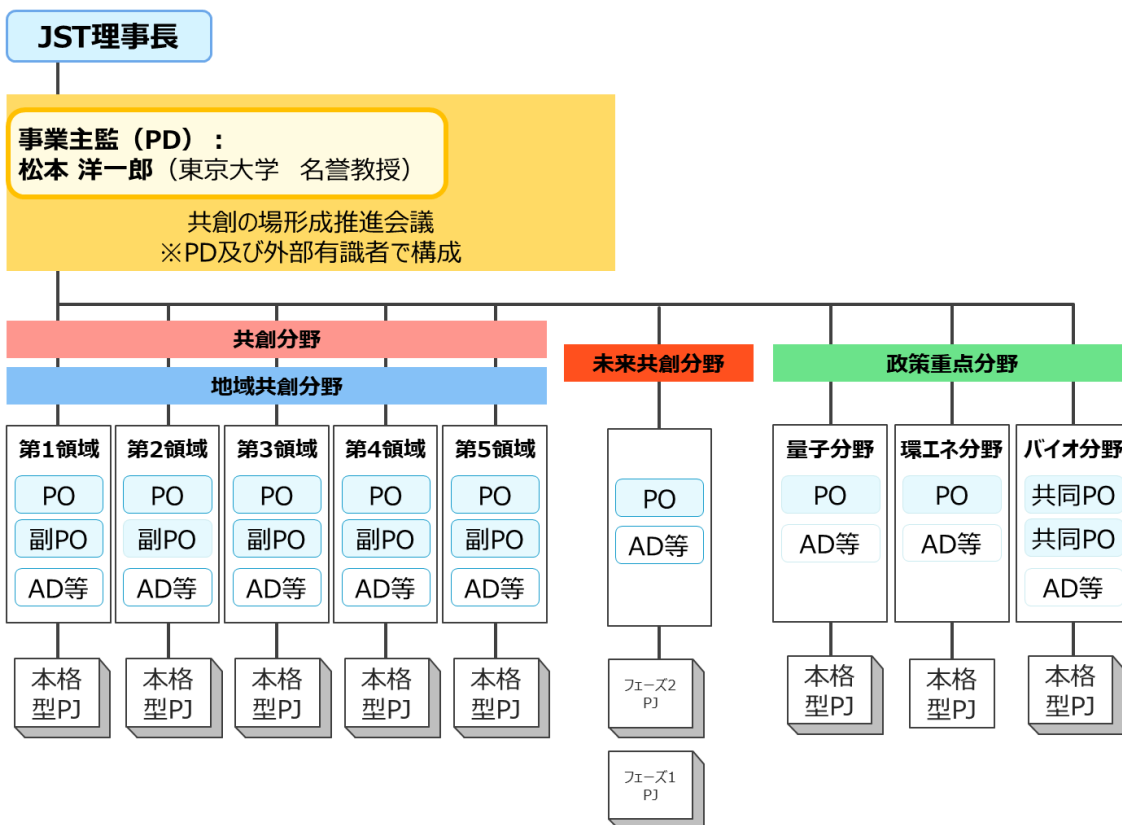
1.1.3 JST によるプログラムのマネジメント

(1) プログラムの運営体制

本プログラムの運営体制として、JST は事業主監（競争的研究費制度におけるプログラムディレクター：PD）を議長とする共創の場形成推進会議を設置し、プログラムの運営方針・実施方法等に関する企画・立案、各分野の状況把握、プログラムオフィサー（PO）間の連携及び全体調整に関する助言・指導等を行います。

JST は未来共創分野を担当する PO と、PO をサポートする有識者・専門家によるアドバイザー等（AD 等）を配置し、プロジェクト（PJ）の各種評価や進捗管理を行います。

【プログラムの運営体制】



(2) PO を中心とした柔軟なマネジメント体制（未来共創分野）

PO はアドバイザー等の協力を得てプロジェクトの進捗管理、フェーズ 2 への昇格審査（詳細は

5.4 を参照)、中間評価及び事後評価等の各種評価等を実施し、プロジェクトへの助言、委託研究費の査定及びプロジェクトの中止決定等を行います。各種評価等については、説明責任・透明性の観点から適宜公表を行います。

また、本プログラムでは、PO を中心とした柔軟かつ機動的なマネジメントを行うため、PO に各種評価・委託研究費配分・進捗管理の権限を集中させるとともに、PO がアドバイザー等や JST 職員と協働して、プロジェクトへのハンズオン支援を実施します。

(ハンズオン支援の例)

- ・ 定期的な現地訪問やリモート会議等によるきめ細かい進捗確認・意見交換
- ・ イベント企画運営等による拠点間の連携・交流の推進
- ・ 拠点運営ノウハウの好事例や課題の共有・横展開等

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 「共創の場形成支援プログラム」への応募を検討されているみなさまへ

「共創の場形成支援プログラム」は、未来のありたい社会像・拠点ビジョンの実現に向けた研究開発を推進し、プロジェクト終了後も持続的に成果を創出する自立した産学官共創拠点の形成を目指すプログラムです。事業主監として、本プログラムへの期待を述べさせていただきます。

昨今の世界を取り巻く状況は、SDGs に述べられているように、地球規模の環境、資源・エネルギー問題などに加え、国際秩序が大きく変化するなど予測困難な中、経済安全保障上の観点からも、その変化に如何に柔軟に対応していくかが問われています。一方、日本の研究力・産業競争力は、国際的に見て相対的に低下してきたと言われていています。この状況を打破し、社会的課題を解決していくため、新たな知の創造の担い手である大学、研究機関等を強化し、基礎的・基盤的な研究から生まれるシーズと、産業界や社会が必要とするニーズとが連携し、グローバルなエコシステムを作り、社会を活性化させることが重要になっています。そのためにも、これらに関与する人材の育成・強化こそが重要な課題です。実現に向けて、産業界、大学、公的研究機関、地方自治体、市民等、多くのステークホルダーの連携による、国際的観点からの「共創の場」の形成が求められます。

本プログラムの趣旨の中核には、「拠点ビジョンの策定」や「バックキャスト型研究開発」が据えられています。大学等が社会や産業と連携したイノベーション・エコシステムの構築の主体となる産学官連携の在り方は、学問の進め方、ひいては大学等での研究への向き合い方にも良い変化をもたらすでしょう。世界トップクラスの大学群に多くの日本の大学が入っていくには、「研究力」で評価される必要があります。拠点ビジョンの実現に向けて、異なる研究分野との融合や企業や地方自治体、市民等の多様なステークホルダーとの共創を図ることは、当該研究分野の新たな展開を可能

にします。更に、国際的な視野から、産業界とアカデミアの間での人材が循環する環境を創ることが、若い研究者のキャリアパスの形成にもつながり、日本の大学等の研究力強化にも結び付き、大学等が立地する地域にも良い影響を与えます。こうしたことが、本プログラムのもう 1 つの趣旨でもある「持続的に成果を創出する自立した産学官共創拠点の形成」です。

以上のように、「拠点ビジョンの策定」、「バックキャスト型研究開発」、「産学官共創拠点の形成」を基本的な趣旨としたことが、本プログラムの特徴です。未来のありたい社会像・拠点ビジョンを描き、その実現に向けた研究開発拠点の活動を推進します。

また令和 7 年度より、新たに「未来共創分野」の募集を開始しました。未来共創分野は、大学等を中心とした産学官のコンソーシアム体制からなる拠点により、地域の社会課題解決をグローバルな観点から目指すもので、独創的・挑戦的な若手研究者を PL とし、そのキーサイエンスに中核を置くことを特徴としています。このような拠点活動を通じて、産学官共創を牽引する若手人材の育成や大学等の研究力向上をも目指します。

本プログラムの推進には、産学官各界の意識改革と連携が問われており、本プログラムの果たす役割は極めて大きいと考えます。人が変わる、大学が変わる、産業界も変わる、その結果として社会が変わるといふ大きな変革の流れが、このプログラムから生まれることを期待します。

大学等・企業・地方自治体が協働・共創する多くの提案をお待ちしています。

プログラムディレクター
東京大学 名誉教授
松本 洋一郎

1.2.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためにより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供する

ことが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言[※])の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.3 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い

人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.2.4 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学

文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 未来共創分野

※第 1 章の記載も合わせて必ずご確認ください

2.1 募集対象となる未来共創分野の概要

	未来共創分野
対象分野	科学技術分野全般 ※医療分野に限定される研究開発は対象外
趣旨	大学等（※1）のうち地域大学等（※2）を中心とし、若手研究者（※3）を PL とするチームによって、ステークホルダーとの議論等を通して地域の社会課題を見極め、当該社会課題の解決に寄与するグローバル水準の研究成果の創出と将来の自立的・持続的な産学官共創拠点（以下、「拠点」といいます。）の形成を目指す。
地域未来社会ビジョン	地域（※4）が目指す未来のありたい地域の社会像 ※地域の自治体が掲げている目指すべき姿や方針（中長期計画）等のうち、当該プロジェクトでの取組によりその達成に貢献し、拠点が実現を目指すものをビジョンとして設定。
目指す将来の拠点像	地域未来社会ビジョンを踏まえつつ、研究開発上の強みを活かし、どのように当該地域に貢献し、どのように他の地域等に波及させる拠点となりたいかという将来像。
ボトルネック	地域未来社会ビジョンの実現に向けて乗り越えるべき問題点。
ターゲット	ボトルネックを克服する上で必要となる研究開発上の PoC 目標（社会実装の可能性があると判断できる到達水準；Proof of Concept）であり、フェーズ 2 終了時（7 年度目）の達成を目指す。
キーサイエンス	ターゲットの達成に向けたもので、提案時点で PL らが有する科学的に重要で中核となる研究の強み（プロジェクト全体で 1～2 件程度設定）。 ※全てのターゲットにキーサイエンスが対応していなくてもよい。
委託研究費 （間接経費含む）	フェーズ 1：3.7 千万円/年度
支援期間	フェーズ 1：2 年度
令和 8 年度の 採択予定件数	フェーズ 1：3 件程度

- ・上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。
- ・実際の支援期間及び委託研究費は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。なお、各種評価の結果等に応じて、支援期間中にプロジェクト実施計画の変更又は中止を求めることがあります。

※1 大学等

以下に掲げる研究機関の総称

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

※2 地域大学等

大学等のうち、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校の内いずれかの機関であり、幹事自治体と密な連携を取れるような場所に当該機関が組織として設置するキャンパス等（研究室単位等で独自に設置している場所を除く）を有するなど、当該キャンパス等が提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関

※3 若手研究者

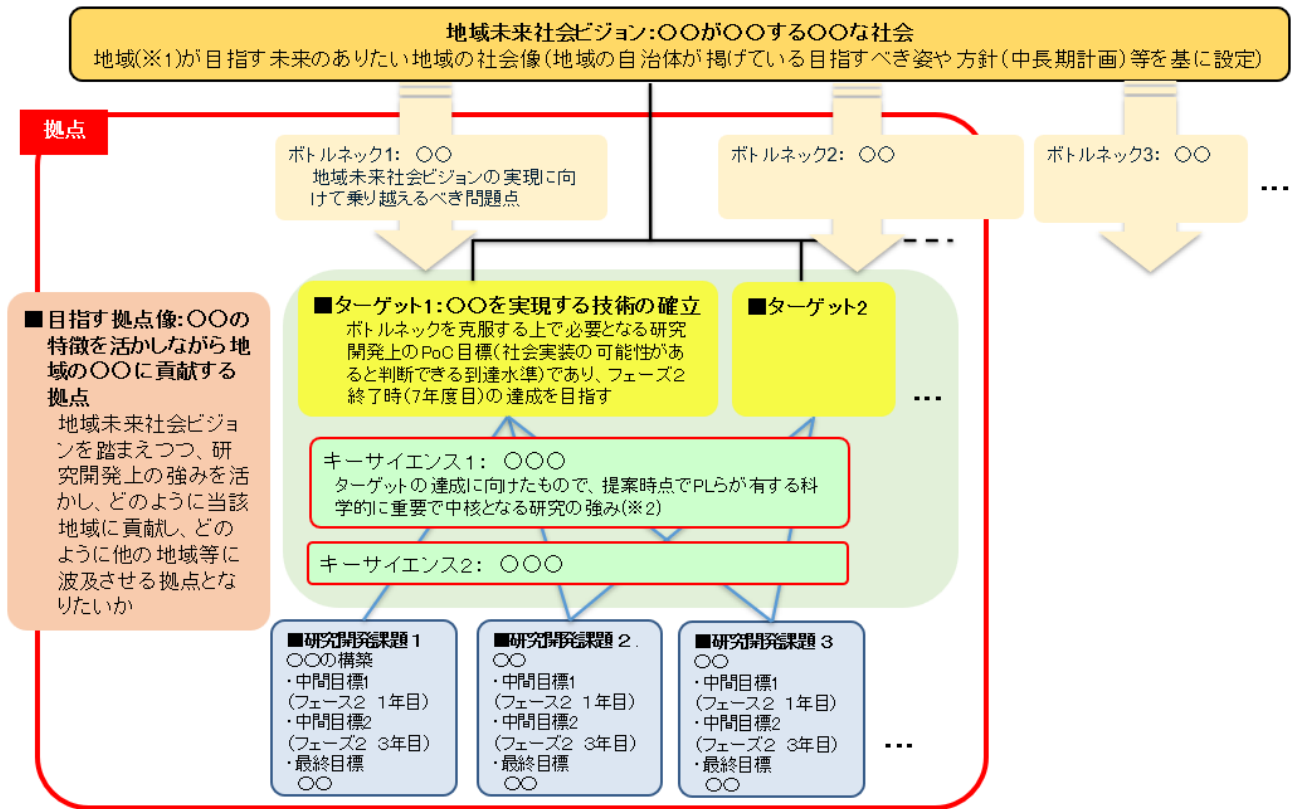
プロジェクト開始時点において代表機関に在籍する研究者で、プロジェクト開始年度の4月1日時点において45歳未満であり、かつ博士号を取得済みの者

※4 地域

参画する自治体（幹事自治体を含む）の行政区域

【プロジェクトの構成イメージ】

(※1) 地域: 参画する自治体(幹事自治体を含む)の行政区域



(※2) 全てのターゲットにキーサイエンスが対応していなくてもよい。

2.2 未来共創分野のフェーズ構成について

未来共創分野は、フェーズ1(3.7千万円/年度、2年度)とフェーズ2(最大2億円/年度、最長5年度)により構成する予定です。フェーズ1最終年度である2年度目の後半にフェーズ2への昇格審査を実施します。なお、フェーズ2の実施は、フェーズ2開始年度の政府予算の措置を前提とし、委託研究費、支援期間は現時点での予定となります。

委託研究費 (間接経費含む)	フェーズ1: 3.7千万円/年度 フェーズ2: 最大2億円/年度
支援期間	フェーズ1: 2年度 フェーズ2: 最長5年度
令和8年度の 採択予定件数	フェーズ1: 3件程度

2.2.1 フェーズ1における活動について

フェーズ1の目的は、以下のような取組を通じて、フェーズ2に向けた構想・計画をより具体的

に作り込むことです。

(フェーズ 1 の主な活動例)

- ・フェーズ 1 応募 (提案) 時の構想・計画における、地域の社会課題の分析、ボトルネックとなる問題の明確化、キーサイエンスで解決が見込めるターゲットの特定について、さらに客観的なエビデンスの収集と分析等に基づく精緻化や必要な見直しを行うことによるフェーズ 2 に向けたプロジェクト実施計画の練り上げ (戦略コンサルタントを活用する。戦略コンサルタントの活用については 2.4 (9) 及び 2.5.2 を参照)
- ・フェーズ 2 に向けた小規模な研究開発 (根拠の確認)
- ・運営/研究開発体制とマネジメントの仕組み構築
- ・ステークホルダーとの関係強化 等

2.2.2 フェーズ 2 における活動について

フェーズ 2 では、フェーズ 1 にて練り上げた実施計画に基づき、地域未来社会ビジョンの実現を目指したグローバル水準の研究成果の創出と産学官共創拠点の形成を行います。さらに、プロジェクト終了後も公的資金や民間資金を活用して拠点活動が持続化することを見据えて、キーサイエンスや研究力の卓越性に基づいたネットワーク形成や外部リソースの獲得戦略、研究人材・マネジメント人材の育成・確保に向けた方針等に関する取組を推進していただきます。

2.3 プロジェクトの構成要件

プロジェクトとは、実施計画書に掲げる実施内容の総体をいい、特に注記がない限りフェーズ 1 及びフェーズ 2 を含めた最長 7 年度間の実施内容です。拠点とは、当該プロジェクトを基軸として構築する、地域の未来に向けた産学官共創拠点を指します。

地域大学等を代表機関 (詳細は 2.4 (1) を参照) とし、少なくとも 1 つ以上の幹事自治体 (詳細は 2.4 (4) を参照) と 1 つ以上の民間企業を含む 3 機関以上によりプロジェクトを構成してください。プロジェクトの提案者は代表機関となります。本プログラムでは、代表機関における経営陣も含めた組織横断的な検討に基づく提案を求めていますので、応募にあたっては必ず代表機関として十分な検討・調整を行ってください。

2.4 プロジェクトにおける組織・責任者

プロジェクトの提案にあたり以下の組織や責任者を定めていただきます。

(1) 代表機関

プロジェクトの提案者であり、採択後、プロジェクト期間を通して拠点運営と研究開発の中心的な役割を担う国内の地域大学等です。代表機関には PL が所属し、PL を運営責任者とする拠点運営機構（詳細は 2.4 (5)を参照）を設置してプロジェクトの推進全般についての責任を持ちます。PL がプロジェクト実施に注力できる体制整備・権限付与等の環境整備を行うことが求められます。また、必要に応じてプロジェクトに必要な人材の外部機関からの呼び込み・定着を積極的に実施することが期待されます。

提案書には、代表機関及び拠点運営機構の設置責任者（詳細は 2.4 (6)を参照）が代表機関のミッション等（※）に拠点をどのように位置づけ、どのようにプロジェクトを運営していくのか記載していただきます。また、代表機関は、プロジェクト期間を通じて同一機関かつ代表機関の要件を満たす必要があります。プロジェクト期間の途中で代表機関の変更を要する又は代表機関の要件が満たされなくなった場合、原則としてプロジェクトの全体ないし一部を中止（早期終了）します。

※ 代表機関のミッション等：

代表機関のミッション、建学の精神・理念、業務運営に関する目標、中長期的な計画等

(2) 参画機関

プロジェクトに参画する代表機関以外の機関です。参画機関の役割は以下のとおりです。なお、参画機関は適宜追加又は退出することが可能です。

- ・代表機関と共に、地域の社会課題解決に寄与するグローバル水準の研究成果の創出と産学官共創拠点の形成を推進すること
- ・代表機関がとりまとめる JST からの各種依頼に対応すること

プロジェクトに参画する大学等は、JST と委託研究契約を締結する必要があります。JST の委託研究費は、原則として「大学等」に相当する機関に対してのみ支出します。大学等を除く参画機関がプロジェクトで活動する際に必要となる費用等については原則、参画機関自身が負担し、リソースとして拠点に拠出します。外部リソース（※1）最低獲得額は要件となっておらず、またマッチングファンド方式（※2）ではありませんが、プロジェクト終了後の拠点活動の持続化に向けた取組状況を、フェーズ 2 への昇格審査、フェーズ 2 における中間評価等において確認します。また大学等を除く参画機関は、JST と委託研究契約は締結しませんが、代表機関ある

いは、参画機関の大学等のいずれかとプロジェクトに参加する上で必要な共同研究契約等を締結します。契約方式は問いません。ただし、以下の点は、契約事項等に反映させてください。

- ・共同研究契約等には、JST の「研究成果展開事業 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム）」によって共同研究等が実施されることが分かるように記載してください。
- ・当該契約書や覚書等の写しを、大学等を除く参画機関がプロジェクトに参画してから 3 ヶ月以内に JST へ提出してください。

○海外機関の参画について

海外機関がプロジェクトに参画することは可能です。ただし、本プログラムにおいては、大学等に相当する機関であっても JST とは委託研究契約を締結できません。

※1 外部リソース：

外部リソースとは、プロジェクトがその活動を通じて獲得したものであり、かつプロジェクトの活動に貢献する以下の 3 つを指します。

- ① 大学等を除く参画機関からプロジェクト推進のために提供されるリソース
(例)
 - ・大学等を除く参画機関が大学等に提供する資金(共同研究費・コンソーシアムなどの会費等)
 - ・大学等を除く参画機関が大学等に拠出する設備、備品等
 - ・大学等を除く参画機関が直接支出する研究開発の経費(物品費、旅費、人件費・謝金等)・直接支出するマネジメントに係る経費等
- ② 拠点の研究開発の補完を目的に代表機関及び参画機関が獲得した競争的研究費等
- ③ 拠点の成果展開や研究開発の補完を目的として、拠点の活動に関連して又は拠点の活動が呼び水となり、代表機関や大学等の参画機関が、拠点内外から受け入れた民間資金等(共同研究費、寄付金、共同研究講座、寄付講座等)

※2 マッチングファンド方式

大学等を除く参画機関から拠出される民間資金と同額までを JST が支援する方式

(3) 幹事機関

参画機関のうち、プロジェクトの中心的な構成員であり、代表機関と共にプロジェクトの全体

方針の策定・意思決定や進捗に責任を負います。なお、幹事機関は適宜追加又は退出することが可能です。

(4) 幹事自治体

幹事機関のうち、大学等と「組織」対「組織」の連携を図りつつ、プロジェクトの中核となって活動する自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）です。幹事自治体は、複数設定することも可能です。幹事自治体の役割は、以下のとおりです。

- ・ 幹事自治体が掲げる地域の目指すべき姿や方針（中長期計画）等を提示し、特に地域未来社会ビジョンの設定における中核的な役割を代表機関と共に担うこと
- ・ 代表機関との人事交流（出向やクロスアポイントメント等による職員の拠点運営への参画等）等、大学等との関係構築を推進すること

(5) 拠点運営機構

拠点運営機構とは、代表機関においてプロジェクト・拠点の全体管理を担う組織であり、産学官共創システム（詳細は 2.5.3 を参照）の構築における中核的な役割を担います。また、以下の項目についても拠点運営機構が担当してください。

- ・ プロジェクト内の事務的なとりまとめや連絡調整等を行うこと
- ・ プロジェクト全体の窓口として、JST への各種提出書類の提出及び各種依頼に対応すること

拠点運営機構は、フェーズ 1 のプロジェクト開始年度からの設置を必須とします。設置形態は問いませんが、代表機関が機関として責任をもってプロジェクト及び拠点の運営・支援を行う体制や権限を確保するため、拠点運営機構は代表機関の長又は担当理事等（以下、「拠点運営機構の設置責任者」といいます。）の直轄組織としてください。

拠点運営機構の支援には、代表機関の既存の組織・体制（産学連携本部、管理部門、オープンイノベーション機構等）が全面的に関わることを求めます。また、拠点運営機構は、これら既存の組織体制等の一部門としても構いませんし、これら既存の組織体制等の兼務者を配置しても構いません。

なお、代表機関が、①本プログラムにおいて複数の提案・拠点推進を予定している場合、②過去に本プログラムに採択されている場合（最近まで実施していた場合を含む）並びに③他の産学官連携拠点形成型プログラム等を実施している（最近まで実施していた場合を含む）場合、これらの運営組織との連携や、その能力・経験を活用することにより、効率的・効果的な運営を行うこと

とし、その方針・内容についても提案書に記載していただきます。

(6) 拠点運営機構の設置責任者

代表機関の長又は担当理事等です。拠点運営機構を直轄の組織として、代表機関が全面的に拠点の運営・活動を支援する体制を構築してください。

(7) PL 及び副 PL

PL は拠点の責任者です。また、拠点運営機構の長として機構を指揮します。PL は、独創的・挑戦的な研究実績をもつ若手研究者とします。PL は、プロジェクト開始時点又は開始後速やかに代表機関に身分を有すること（雇用形態、勤務形態は問いません。）を要件とします。PL は、プロジェクト期間を通じて同一人物かつ代表機関に身分を有する必要があります。プロジェクトの途中で PL の交代が必要又は PL が代表機関の身分を有しなくなった場合、原則としてプロジェクトの全体ないし一部を中止（早期終了）します。

副 PL は、PL を補佐して拠点運営を担うとともに、PL による拠点運営機構の指揮を補佐します。なお PL 同様に、プロジェクト開始時点又は開始後速やかに代表機関に身分を有することを要件とします。副 PL は若手研究者以外の配置を可能とします。

副 PL は、フェーズ 1 のプロジェクト開始年度から少なくとも 2 名の配置を必須とします。そのうちの 1 名は幹事自治体をはじめとする当該拠点に参画している地方自治体と大学等との関係構築における責任者（以下、「副 PL（自治体関係構築責任者）」といいます。）として、幹事自治体の職員（原則として管理職相当以上）を配置してください。別の 1 名は産業界出身者（以下、「副 PL（産業界出身者）」といいます。）を配置してください。

特に副 PL（産業界出身者）に期待される役割は、PL と連携しつつ、2.4(10)に記載する拠点運営機構の人材をとりまとめて主に以下のような事柄を指揮することです。

- ・的確なプロジェクト進捗管理等（マイルストーン管理、競合・代替技術・研究等のベンチマーク、PDCA（計画の柔軟な見直し）等）
- ・知財戦略・知財マネジメント
- ・将来の社会実装に向けた社会ニーズや要求仕様等の把握、ステークホルダーとの調整や参加機関・協力者等の獲得

PL 及び副 PL には求められる役割に照らして相応しい人材を選定するとともに、その役割を十分に担うことができるよう、代表機関は、PL 及び副 PL に十分な権限を付与するようにしてくだ

さい。なお、必要に応じて副 PL を追加配置できます。

(8) メンター

必要に応じて配置することが可能です。メンターは、PL・副 PL に対して、拠点構想、プロジェクトの計画・進捗管理やステークホルダーとの調整をはじめとした運営・活動全般について支援・助言を行います。これまで産学官連携に係る活動の経験が豊富な人材を想定します。メンターは、代表機関に身分を有することが想定されますが、これに限りません。

(9) 戦略コンサルタント（シンクタンク）

本プログラムにおいて、戦略コンサルタント（シンクタンク）とは客観的な立場からプロジェクトの計画等に対して高度な調査と助言を行い、プロジェクト構想・計画の作り込みや必要な見直しについての支援を行う者を言います。具体的には、代表機関からの外注（業務委託等）を受けて、フェーズ 1 期間でのフェーズ 2 に向けたプロジェクト実施計画の練り上げ等の活動を支援（客観的視点からの検討等）します。

フェーズ 1 では、戦略コンサルタント（シンクタンク）の設置が必要です。

なお、業務委託等の外注を想定しているところですが、外注と同様の効果（第三者視点による高度な調査、助言）が担保される限り、調査先の選定方法、契約方式及び作業規模は問いませんし、戦略コンサルタント（シンクタンク）が大学等である場合や参画機関であることも妨げませんが、大学等に該当しない研究機関等と JST は委託研究契約を締結できません。

戦略コンサルタント（シンクタンク）によるプロジェクト実施計画の練り上げ支援の主な例

- ・ 地域の社会課題の分析、その解決に向けてボトルネックとなる問題点の明確化
- ・ キーサイエンスに関する国内外とのベンチマーク（競合/類似研究や代替技術に関する動向把握、自拠点の位置づけ（優位性等）の把握）
- ・ 社会課題解決に向けたボトルネックを踏まえたターゲットや研究開発課題の設定
- ・ 上記を踏まえた、プロジェクト実施計画の練り上げ（体制面、必要なステークホルダーの巻き込みを含む）

(10) 拠点運営機構を構成する人材のイメージ

プロジェクト・拠点の全体管理を行うにあたり、PL 及び副 PL を支える人材として、例えば以下のような機能等を担う人材の配置を検討してください（2.5.3 産学官共創システムの項も参照

し、そこで求められる機能等も考慮してください)。なお、以下で挙げた人材以外についても必要と判断した人材は適宜配置してください。

- ・プロジェクトに必要な参加機関・協力者の獲得、地域の経済団体、金融機関その他ステークホルダーとの関係強化を担当する者
- ・プロジェクトに必要な研究人材の探索（代表機関以外の人材も含む）を担当する者
- ・新たな技術シーズと地域の社会課題とのマッチングを担当する者
- ・知財戦略、知財やデータの管理を担当する者
- ・広報・アウトリーチ、外部リソース獲得等を担当する者

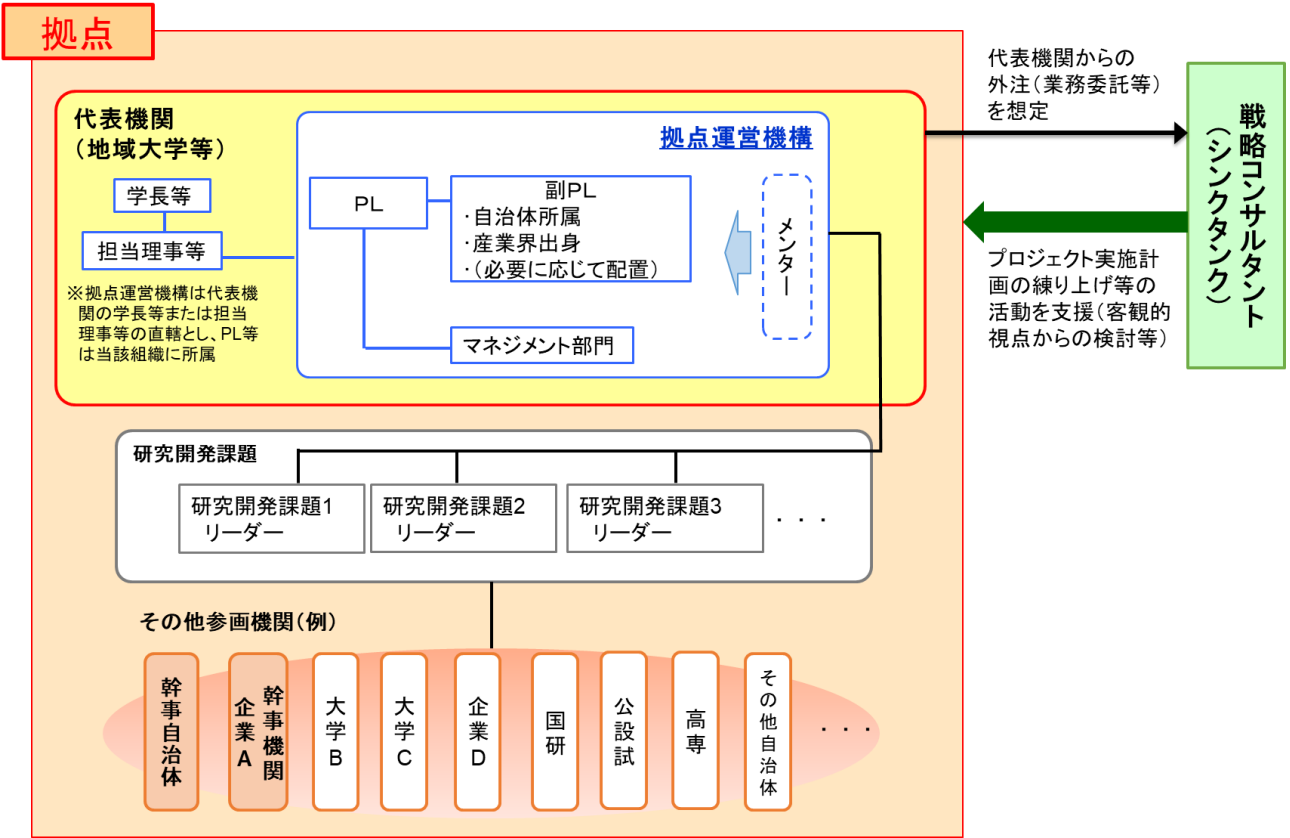
(11) 研究開発責任者・実施責任者・研究開発課題リーダー

プロジェクトにおける機関・研究開発課題ごとの責任者です。役割は以下のとおりです。

- ・研究開発責任者：各参画機関（大学等）におけるプロジェクト実施上の責任者（代表機関においては PL）
- ・実施責任者：大学等を除く各参画機関におけるプロジェクト実施上の責任者
- ・研究開発課題リーダー：参画機関（大学等）に身分を有する各研究開発課題の責任者。研究開発課題リーダーとして、若手研究者の登用や必要に応じてプロジェクト外機関から新たに招請することも可能です。

※研究開発課題リーダーは研究開発責任者と兼ねることが可能です。

【マネジメント体制】



2.5 プロジェクトでの取組内容

本プログラムではフェーズ 1 及びフェーズ 2 の計 7 年度間にて、地域の社会課題解決に寄与するグローバル水準の研究成果の創出と産学官共創拠点の形成を推進します。

フェーズ 1 への応募にあたっては、フェーズ 2 を含めた取組内容を含む構想をご提案ください。検討段階の内容を含んだ提案であっても応募は可能です。

2.5.1 プロジェクト実施計画の策定にあたって

地域未来社会ビジョンを出発点として、バックキャストによりプロジェクト実施計画を策定し、プロジェクト期間中も柔軟な見直しを実施してください。

地域未来社会ビジョンとは、地域が目指す未来のありたい地域の社会像です。参画する自治体(幹事自治体を含む)が掲げている目指すべき姿や方針(中長期計画)等のうち、本プロジェクトでの取組によりその達成に貢献し、拠点が実現を目指すものをビジョンとして設定してください。

プロジェクト実施計画では、以下の項目を設定してください。

- ・ 地域未来社会ビジョン
- ・ 地域未来社会ビジョンを実現する上でのボトルネック
- ・ ボトルネックを克服するためのターゲット
- ・ ターゲットの達成に向け重要で中核となるキーサイエンス
- ・ キーサイエンス等を踏まえたターゲット達成に必要な研究開発課題
- ・ それらの研究開発課題を実施する研究開発体制および拠点マネジメント体制
- ・ 目指す将来の拠点像

プロジェクト実施計画では、提案時に、ターゲット（フェーズ2終了時（7年度目）までに達成を目指す PoC 目標）達成に向けて、各研究開発課題の中間目標及び最終目標を含むロードマップの記載を求めます。なお、研究開発課題及びロードマップはプロジェクトの進捗状況や社会動向・研究動向等に応じ、適宜柔軟に見直すことが求められます。

2.5.2 プロジェクト実施計画の練り上げ

フェーズ1期間でのフェーズ2に向けたプロジェクト実施計画の練り上げを行うプロセスにおいては、地域の社会課題を分析し、ボトルネックとなる問題の明確化とキーサイエンスで解決が見込めるターゲットの特定が求められます。その際、特にフェーズ1では、戦略コンサルタント（詳細は2.4(9)を参照）を活用し、客観的な視点からの検討を行ってください。

2.5.3 産学官共創システムの構築

産学官共創システムとは、代表機関を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステムです。

産学官共創システムの構築においては以下の要件に留意してください。なお拠点は、本プログラムを実施するだけでなく、他の競争的研究費の獲得や産学官連携に係る自主的な取組を組み合わせ、それぞれの拠点の特色や強みを活かした拠点運営を行うことが期待されます。

(1) 産学官共創システムに求められる要素

- i) 全体運営における場作り：
 - ・ 拠点運営に必要な規約等の策定

- ・全ての参画機関がプロジェクト進捗の共有・意見交換を行うことのできる場・機会の設定
- ii) 研究開発企画（地域未来社会ビジョン・ターゲット・研究開発課題の改組・新規組成）：
 - ・プロジェクト実施計画の策定・共有・練り上げ
 - ・必要に応じた研究開発課題の改組・新規組成
- iii) 産学官連携マネジメント：
 - ・計画・進捗管理、知財・データの管理及び活用、経理・契約管理、参画機関との調整、持続的な産学官共創システムの形成に向けた検討
- iv) 研究開発基盤：
 - ・基幹となるキーサイエンス育成
 - ・共用設備機器群の整備、運用（メンテナンスを含む）
 - ・実証フィールドの整備・運用
 - ・異分野融合、新分野開拓の進展
- v) 外部リソースの獲得：
 - ・拠点活動の持続化に向けた資金計画の検討
 - ・新たな参画機関の勧誘、共同研究や資金・リソース拠出等に係る機関との交渉
 - ・競争的研究費等の獲得活動
 - ・拠点の広報活動
- vi) 出口戦略・社会実装に向けたマネジメント：
 - ・社会ニーズの把握
 - ・実証フィールドや成果の社会実装の場となる地方自治体との連携・新規参入のコーディネート
 - ・産学官のコンソーシアムの形成・運営
 - ・知財化・ライセンスアウトの推進
- vii) 人材育成：
 - ・プロジェクト終了後も産学官連携の中核を担いうる研究人材の育成
 - ・プロジェクト終了後も拠点運営の中核を担いうるマネジメント人材の育成
- viii) 地域創生・地域活性化：
 - ・地方自治体と大学等の密な連携活動
 - ・プロジェクトに必要な研究人材・マネジメント人材等の外部機関からの呼び込み・定着

(2) 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」について

各プロジェクトは、持続的な産学官共創システムの構築・運営に資するため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）を踏まえた産学官連携マネジメント改革を、産学官共創システム構築に導入してください。

特に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和 2 年 6 月 30 日 文部科学省・経済産業省）に関連する事項（研究者等（共同研究に参画する学生含む）の有する「知」への価値付け、研究成果として創出された「知」への価値付け、必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用）については、積極的に取り組んでください。

また、附属資料の「大学知財ガバナンスガイドライン（大学知財 GGL）」（令和 5 年 3 月 29 日 内閣府・文部科学省・経済産業省）には大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方が示されており、「ガイドラインを理解するための FAQ ～「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実用的な活用に向けて～」（令和 4 年 3 月 18 日 経済産業省・文部科学省）には大学等の取組事例、実効性が高い具体的な手法や解釈が整理されておりますので、参考にしてください。

上記のガイドラインを踏まえて、拠点の現状にあわせた自主的な計画を策定し、実行することを期待します。

第 3 章 公募・審査について

3.1 公募期間・審査スケジュール

公募期間及び審査スケジュールは以下を予定しています。

- 公募開始：令和 8 年 4 月 17 日（金）
 - 公募終了：令和 8 年 6 月 18 日（木）12:00（正午）
 - 書類審査期間：令和 8 年 7～9 月頃
 - 面接審査期間：令和 8 年 9 月頃
 - 審査結果の通知：令和 8 年 10 月中旬
 - プロジェクト開始：令和 8 年 11 月以降
- ※書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。
- ※面接を行う具体的な日時は、JST から対象者に通知いたします。

3.2 応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて提案書をアップロードください。e-Rad の操作方法については「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

締切間際は e-Rad サーバーが混雑するため、提案書の作成状況によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分もって、応募を完了してください。なお、締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない場合、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等として参画を希望する場合は、代表機関、参画機関を問わず、応募前に速やかに事務局までお問合せください。JST にて当該機関・法人が大学等に該当するか判定を行い、大学等に該当しないと判断された場合は、JST と委託研究契約を締結することはできません。

- ・連絡先：platform@jst.go.jp
- ・件名：【公益判定依頼】問い合わせ者所属・氏名

【提案書様式の入手方法】

e-Rad で受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、以下のホームページからもダウンロードできます。

- 本プログラム公募情報 <https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

応募に際しては以下の点にご留意ください。

- ・同一の代表機関が、複数の提案を行う場合又は提案時点において本プログラムで実施中のプロジェクト（政策重点分野を除く。以下、「既存プロジェクト」といいます。）がある場合には、提案書に、当該様式による提案（以下、「当該提案」といいます。）以外の提案（既存プロジェクト含む。以下、「他提案」といいます。）の目的・概要や、当該提案と他提案との間の関係性（体制面や研究開発面で相互連携する内容等）、他提案に加えて当該提案を実施することにより見込まれる相乗効果等を記載していただきます。
- ・過去に本プログラムの育成型として採択されたプロジェクトでの取組と実質的に同一内容を再度提案された場合、その理由・背景を確認することがあります。
- ・プロジェクトを構成する機関が、本プログラムの支援期間中に国際卓越研究大学に認定された場合、当該機関の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本プログラムの取組で重複が生じないものについて支援します。
- ・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の採択大学が、本プログラムの代表機関や参加機関となって提案することは可能です。

3.3 審査（事前評価）の流れ

(1) 形式審査

提案書類について、応募の要件（提案者の要件、提案内容の要件、必要な書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限がないこと等）を満たしているか審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 書類審査

未来共創分野の PO がアドバイザーの協力を得て、書類審査を実施し、面接審査の対象となる提案を選定します。

また、書類審査にあたって、応募件数等に応じて第一段審査を行うことがあります。第一段審査は、主としてプログラムの趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす研究提案についてのみ書類審査を行います。第一段審査の実施有無は、公表しません。

(3) 外部専門家による書類評価

PO とアドバイザーによる書類審査に加えて、必要と認められる提案に対しては、査読委員による書類評価を実施します。

提案者は、提案におけるキーサイエンスの独創性・優位性を評価するのに相応しいと提案者自身が考える人物名（原則として、国内の研究機関に所属する研究者等とする）をキーサイエンスごとに 1,2 名提出します（提案書中に記載）。JST は、この人物名を参考に、書類評価に参加する査読委員を決定します。

（注）上記の査読委員は、提案者が提出した人物とするとは限りません。

(4) 面接審査

未来共創分野の PO がアドバイザーの協力を得て、面接審査を実施します。

面接審査の実施要領・日程等は対象者に改めてお知らせいたします。面接審査は Zoom を使用して開催します。面接審査には【PL】、【拠点運営機構の設置責任者】及び【副 PL】の出席を必須としますが、プロジェクト参加者も出席が可能です。

口頭発表は、PL 及び拠点運営機構の設置責任者に行っていただく予定です。拠点運営機構の設置責任者は、代表機関を代表して、「3.5 審査の観点」のプロジェクト実施体制のうち「代表機関による全面的な支援のもと、拠点運営機構の体制や運営方針が、以下の項目への対応を通じて、フェーズ 2 への昇格に向けて十分整備されると期待できるか」に係る内容を発表してください。PL はこれ以外の内容を発表してください。

(5) 採択候補提案の選定

書類審査及び面接審査を踏まえ、JST が採択候補提案を選定します。

(6) プロジェクト実施計画等の調整

採択候補提案に関し、提案者と JST との間で、プロジェクト実施計画及び委託研究契約に係る採択条件の調整を行います。審査の結果、一定の条件を付す場合があります。条件に合意できない場合は、採択辞退とみなします。

(7) 採択プロジェクトの決定・公表

採択条件の合意が得られたプロジェクトについて JST が採択を決定します。採択したプロジェクトについては、拠点名、PL 等の氏名・所属機関名・役職、代表機関名、参画機関名、プロジェクトの概要を JST のホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。

※審査の過程においては、提案者及び提案書に連名する機関に対し、提案内容等について問い合わせを行う場合があります。

※審査は全て非公開で行います。

※審査の経過は通知いたしません。また、お問い合わせにも応じられませんのでご了承ください。

3.4 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 審査に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、プロジェクトの主要メンバー（PL、副 PL、研究開発責任者、研究開発課題リーダー、実施責任者を指す）に関して、以下に示す利害関係者は審査に加わりません。

- a. プロジェクトの主要メンバーと親族関係にある者。
- b. プロジェクトの主要メンバーと大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又はプロジェクトの主要メンバーが所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. プロジェクトの主要メンバーと同一の企業の同一部門に所属している者又はプロジェクトの主要メンバーが所属している企業の役員その他経営に関与しているとみなされる者（当該企業の親会社等に所属する者で、当該企業の経営に関与しているとみなされる者を含む。）
- d. プロジェクトの主要メンバーと緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいはプロジェクトの主要メンバーの研究課題の中での共同研究者等をいい、プロジェクトの主要メンバーと実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- e. プロジェクトの主要メンバーと密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. プロジェクトの主要メンバーの研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) PL の利益相反マネジメント

PL が「PL に関係する機関」をプロジェクトの参画機関とする提案を行い、「PL に関係する機

関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PL の利益相反に該当する可能性があります。従って、PL と「PL に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PL に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合のプロジェクトの参画機関をいいます。なお、a 及び b については PL のみではなく、PL の配偶者及び一親等内の親族（本項では、「PL 等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. PL 等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. PL 等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. PL が株式を保有している機関。

d. PL が実施料収入を得ている機関。

「PL に関する機関」をプロジェクトの参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から PO が審査します。

そのため、「PL に関する機関」をプロジェクトの参画機関とする場合、提案書にて「PL に関する機関」がプロジェクトの参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、PL の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下、「出資先企業」といいます。）を本プログラムが採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について PO が審査します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書にて出資先企業が参画機関に含ま

れていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本プログラムの公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

3.5 審査の観点

審査の項目	審査の主な観点
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 代表機関等の強み・特色を活かしつつ、ステークホルダーとの議論等を通して地域の社会課題を見極め、当該社会課題の解決に寄与するグローバル水準の研究成果の創出と産学官共創拠点の形成に取り組む提案であるか
プロジェクト実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 参画する自治体が掲げている目指すべき姿や方針のうち、本プロジェクトでの取組によりその達成に貢献し、拠点が実現を目指すものとして、地域未来社会ビジョンが適切に設定されているか。 地域未来社会ビジョンからのバックキャストにより、ボトルネック、ターゲットが適切に設定されているか ターゲットの達成に必要なキーサイエンスを踏まえた研究開発課題の設定及び研究開発体制の構築が適切に構想されているか 目指す拠点の将来像が適切に設定されているか 戦略コンサルタント（シンクタンク）による支援を活用したプロジェクト実施計画の練り上げの構想（地域の社会課題を分析し、ボトルネックの明確化とキーサイエンスで解決が見込めるターゲットの特定等）が具体的かつ効果的と見込まれるか
独創性・優位性	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットの達成に向けたもので、提案時点で PL らが有するキーサイエンスは、国内外の他の研究開発と比較して独創性および優位性（国内外の他の代替手段等と比較しての）があるか
プロジェクトの実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 代表機関による全面的な支援のもと、拠点運営機構の体制や運営方針が、以下の項目への対応を通じて、フェーズ 2 への昇格に向けて十分整備されると期待できるか <ul style="list-style-type: none"> PL 及び副 PL がリーダーシップを発揮するために必要な環境の整備 若手研究者である PL が独創的・挑戦的な研究をするための環境の整備 プロジェクトに必要な人材の確保（外部人材の活用も含む） 代表機関の既存の産学官連携体制・ノウハウ等を活用・連携した効果的・効率的な運営体制の構築 フェーズ 2 終了後の拠点活動の持続化を見据えた取組（キーサイエンスや研究力の卓越性に基づいたネットワーク形成や外部リソースの獲得戦略、研究人材・マネジメント人材の育成・確保に向けた方針等） 幹事自治体が、以下の項目への対応を通じて、拠点運営に対して組織的かつ積極的に関与することが期待できるか <ul style="list-style-type: none"> 副 PL（自治体関係構築責任者）の適切な配置 大学等との関係構築の推進
プロジェクト遂行能力・実績	<ul style="list-style-type: none"> PL の研究実績、マネジメント実績 副 PL（自治体関係構築責任者）のマネジメント実績

	• 副 PL（産業界出身者）の研究実績、マネジメント実績
--	------------------------------

第 4 章 募集・審査・プログラム運営にあたっての基本的方針

共創の場形成支援プログラム 未来共創分野 PO

養王田 正文 (東京農工大学 大学院工学府 特任教授)

共創の場形成支援プログラムは令和 2 年にスタートし、政策重点分野、共創分野、地域共創分野において拠点形成を進めています。現在、全国で 40 以上の拠点が活動しており、さまざまな取り組みが展開されています。私自身も共創分野の拠点において責任者として運営に携わっています。共創の場形成支援プログラムが対象とする社会課題は多岐にわたっており、そうした課題に取り組むためには、課題を抱える地域の大学、自治体、企業が一体となって対応する必要があることを実感しています。また、ビジョン実現には、プロジェクト期間を超えた継続的な取り組みが必要であり、長期的に課題に向き合うことができる若手人材が主体的に関与することが重要です。さらに、その取り組みが地域に留まらず、日本や世界にインパクトを与えるような革新的なものであることも求められています。

令和 7 年度から新たにスタートした未来共創分野は若手研究者を PL として、地域の社会課題解決に寄与するグローバル水準の研究開発成果の創出と産学官共創拠点の形成を一体的に推進します。ここでは、未来共創分野の特徴である、キーサイエンスを基盤とした地域の社会課題解決への貢献や若手研究者自身の力の発揮について、プログラムオフィサーとしての基本的な考えを述べます。

プロジェクトは、地域が目指す未来のありたい地域の社会像を地域未来社会ビジョンとして設定します。地域未来社会ビジョンは、地域の自治体が掲げている目指すべき姿や方針（中長期計画）等のうち、プロジェクトの取組によりその達成に貢献できるものを設定してください。そして、地域未来社会ビジョンの実現に向けて、ターゲット及び研究開発課題をバックキャストにより設定しますが、地域未来社会ビジョンと基盤的な研究開発との間には、大きなギャップが存在する場合があります。そのギャップを埋めるために、若手研究者ならではの独創的なキーサイエンスを核とし、大胆な発想で社会課題解決に挑むことを期待します。

また、本分野では、若手 PL が自らリーダーシップを発揮することが期待されます。具体的には、PL として産学官連携や社会課題解決への取組に際し、若手研究者ならではの新しい視点からの取組、自らが強みを持つキーサイエンスに基づく社会課題解決への取組から、キーサイエンス自体の更なる強化発展にも繋がるような取組を期待します。一方、若手 PL が研究の最前線で活躍しながら PL としての役割を果たすことは負荷が大きく、また、人的ネットワークが必ずしも十分でない若手研

研究者には、企業や自治体との関係構築が難しいといった課題もあるかもしれません。このため、プロジェクトの代表機関は、経営層も巻き込みながら若手 PL をサポートする体制を充実させることが重要です。代表機関は、若手 PL が研究時間を確保しつつ PL としての責務を十分に果たすために、必要な体制整備や必要な権限の付与をはじめ、多角的な視点から支援することにより、若手 PL がプロジェクトに集中できる環境を整備してください。そのためには大学全体のマネジメント力の向上も重要となります。組織内外のさまざまなリソースを統合して最適な体制を構築するなど産学官共創システムを備えた拠点を形成してください。

若手研究者の独創的なアイデアに基づき、失敗を恐れずに新たな道を切り拓くような、挑戦的な提案を歓迎いたします。

第 5 章 採択後の研究推進等について

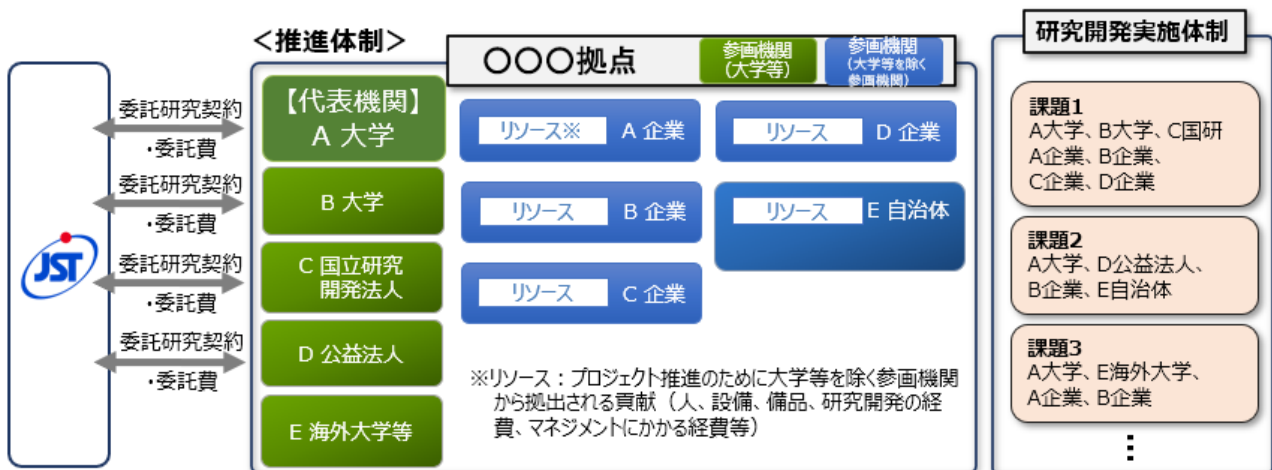
5.1 プロジェクト実施計画の作成

採択決定後、PL は、プロジェクト実施計画書を作成し、代表機関がとりまとめて提出してください。プロジェクト実施計画書には委託研究費の使途や実施体制についての計画が含まれます。プロジェクト実施計画書は年度ごとに作成し、各年度の実施計画は PO の承認を経て決定します。

PO は実施計画の承認にあたり、事前評価の過程や、プロジェクトの進捗状況、各種評価の結果等を基に、実施計画に対する助言や調整、指示を行います。

なお委託研究費及び実施体制は、PO によるマネジメント、各種評価の結果、本プログラム全体の予算状況等に応じ、プロジェクトの途中で随時見直しを行います。

5.2 委託研究契約



- 採択後、JST は代表機関・参画機関のうち大学等に相当する機関（以下、「研究機関」といいます。）との間で委託研究契約を締結します。
- 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります（詳細は 5.7 を参照）。
- 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

5.3 委託研究費

JST は委託研究契約に基づき、直接経費に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究

費として研究機関に支払います。原則として「大学等」に相当する機関に対してのみ、JST の委託研究費を支出することができます。大学等を除く参画機関がプロジェクトで活動する際に必要となる費用については原則、参画機関自身に負担いただきます。

5.3.1 直接経費

直接経費とは、プロジェクトの実施に直接的に必要な経費です。直接経費は、研究開発経費及びプロジェクト推進経費により構成され、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発責任者及びプロジェクト実施計画書記載のプロジェクト参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：プロジェクト参加者（但し、研究開発責任者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）等において研究設備・機器の共用促進、コアファシリティ化等が求められています。新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「6.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

(注) 直接経費として支出できない経費の例

- ・プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（パイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお本プログラムにおいては、バイアウト経費及び直接経費からの研究代表者（PI）の人件費支出については PL のみを対象といたします。人件費の取り扱いについては、公募要領と合わせ以下にて公開しております事務処理説明書も併せてご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2026/seikatenkaia.html>

5.3.2 間接経費

間接経費とは、プロジェクト実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として直接経費の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

5.4 フェーズ 1 におけるフェーズ 2 への昇格審査

未来共創分野の PO はアドバイザー等の協力を得て、フェーズ 1 におけるフェーズ 2 への昇格審査を実施します。昇格審査は、プロジェクトの 2 年度目（最終年度）に実施し、フェーズ 1 における活動（フェーズ 2 に向けたプロジェクト実施計画の練り上げ、拠点運営機構の体制や運営方針の整備等）が適切に行われているか、フェーズ 2 においてプロジェクト終了後の拠点活動の持続化を見据えた取組の十分な進展が見込まれるか等を評価します。昇格審査の詳細は、フェーズ 1 に採択後の適当な時期に連絡します。

5.5 フェーズ 2 における評価

未来共創分野の PO はアドバイザー等の協力を得て、フェーズ 2 における中間評価及び事後評価等、プロジェクトの各種評価を実施します。

中間評価は、フェーズ 2 開始後、3 年度目を目安として、事後評価は、プロジェクト終了後できるだけ早い時期又はプロジェクト終了前の適切な時期にそれぞれ実施します。上記の他、PO が必要と判断した時期に、プロジェクト評価を行う場合があります。

プロジェクトの各種評価の結果は、以後のプロジェクト実施計画の調整、資源配分（委託研究費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、プロジェクトの中止や一部縮小、プロジェクト間の融合・連携調整等の措置を取ります。

中止とする場合、成果やノウハウのとりまとめ等に最低限必要な人件費等については、最長 1 年間措置することがあります。

プロジェクト終了後一定期間を経過した後、拠点の持続・発展状況や成果等の活用状況、参画者の活動状況等について追跡評価・追跡調査を実施する場合があります。

その他、プログラム全体の目的達成に向けた進捗状況や運営状況等の観点から、PO 等を対象としたプログラム評価が行われる場合があります。PL はじめ、プロジェクト関係者は、当該評価に必要と認められる範囲で協力していただきます。

5.6 代表機関等の責務等

PL、副 PL、研究開発責任者、拠点運営機構の設置責任者、その他大学等における研究参画者は、JST の委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、委託研究費を公正かつ効率的に執行する責務があります。

(1) プロジェクトのマネジメント

代表機関は、プロジェクト遂行上のマネジメント、成果の公表等及び産学官共創システムの構築等を含むプロジェクトの推進全般についての責任を持つ必要があります。プロジェクト実施計画書の作成、各種承認申請書の提出及び定期的な報告書の提出等は、代表機関が行ってください。

特に、プロジェクト実施計画の大幅な変更（例えば参画企業の経営上の都合等により、プロジェクトの継続に困難が生じる事態が発生した場合等）は、代表機関は速やかにその旨を JST に連絡してください。

(2) プロジェクト内の予算配分

PL は、プロジェクトを実施するにあたり、定められた予算額内において、副 PL と協力しながら、委託研究費の配分を行うとともに、その結果について説明責任を持ちます。PL は、プロジェクト実施のために機動的な予算配分を行ってください。

(3) プロジェクトの評価等への対応

PO は、各種評価の結果に基づき、プロジェクト実施計画や共同研究体制の見直し等を PL に求めることがあります。評価結果によっては、プロジェクト実施計画の変更だけでなく、委託研究費の増額・減額や委託研究契約の中止を行うことがあります。

(4) 情報共有の推進

研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、拠点内での有用な知見・知的財産権などの情報共有が重要です。PL は、設置する会議体等にて参画機関の担当者とともに、許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取扱い等について協議し、拠点内の情報共有を推進する必要があります。

5.7 研究機関の責務等

研究機関は、プロジェクトを実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、プロジェクトを効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関におけるプロジェクト実施は認められませんので、応募に際しては、プロジェクトの実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、プロジェクト実施計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2026/seikatenkaia.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文

部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「6.28 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「6.32 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。なお、本プログラムにおいては、大学等を除く参画機関の研究参加者であっても研究倫理に係る教材の履修義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST

に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。なお、本プログラムにおいては、大学等を除く参画機関の研究参加者であっても研究倫理に係る教材の履修義務があります。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修

（研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講する

ことが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.8 その他留意事項

5.8.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また研究開発を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

この制度は、ライフイベントに際した研究者が JST の研究開発を継続できる手段を講じることで、研究開発課題等の円滑な推進を図り、もって研究者のキャリア形成及び男女共同参画を推進するためのものです。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

5.8.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人

情報を年間 2.5 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、ぜひ JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

5.8.3 調査への協力

プロジェクト終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）等にご協力いただきます。その他、必要に応じて、プロジェクト実施期間中における進捗状況の調査等にもご協力いただきます。

5.8.4 外部リソースの管理

代表機関においては、拠点に提供される民間資金を含む外部リソースの管理を適切に行ってください。毎年度、実績を JST へ報告していただきます。大学等を除く参画機関は、プロジェクトについて自ら支出する経費に関する帳票類について、当該機関の内部規定に基づいて保管してください。

5.8.5 大学等を除く参画機関との共同研究契約等について

大学等を除く参画機関は、代表機関及び参画機関の大学等のいずれかとプロジェクトに参加する上で必要な共同研究契約等を締結します。契約方式は問いません。ただし、以下の点は、契約事項等に反映させてください。

- ・共同研究等の契約には、JST の「研究成果展開事業 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム）」によって共同研究等が実施されることが判るように記載してください。
- ・当該契約書や覚書等の写しを、大学等を除く参画機関がプロジェクトに参画してから 3 ヶ月以内に JST へ提出してください。

5.8.6 研究開発の成果等の発表

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各拠点が定める運営方針に留意した上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、プロジェクトで開発された試作品、製品等について説明・展示する機会やスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、JST はプロジェクト実施期間中及びプロジェクト終了後、必要に応じて、得られた成果の発表を求

める場合があります。

新聞、図書、雑誌又は論文等によって本プログラムで得られた成果を公表される場合は、JST に事前にご連絡いただくとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただきますようお願いします。

5.8.7 プロジェクト・拠点のホームページ開設

情報公開や新たな大学等及び企業等を拠点に呼び込むためのプロモーション活動の一環等として、代表機関は、採択後速やかにプロジェクト・拠点のホームページ開設をお願いします。

第 6 章 応募に際しての注意事項

6.1 生成 AI の利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

6.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

PL は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

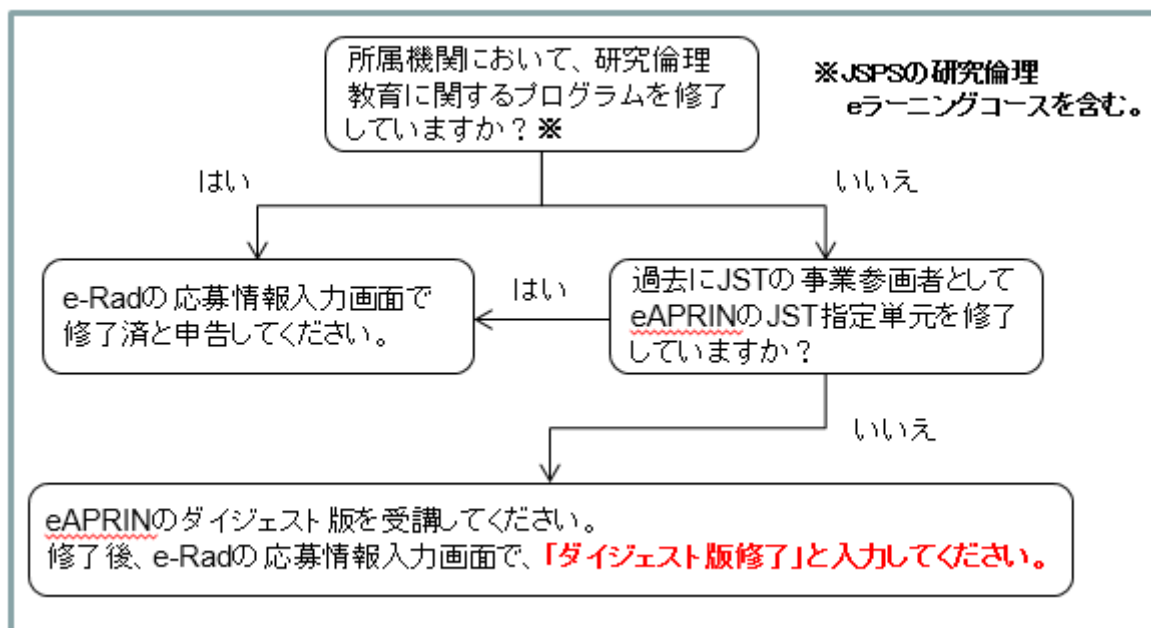
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 共創の場形成支援プログラム担当

E-mail : platform@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本プログラムに参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます)。

6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下、「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおい

て、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、PL、副 PL、研究開発課題リーダー及び研究開発責任者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算

額、エフォート等) (以下、「研究費に関する情報」といいます。) や、現在の全ての所属機関・役職 (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。) に関する情報 (以下、「所属機関・役職に関する情報」といいます。) を応募書類や府省共通研究開発管理システム (以下、「e-Rad」といいます。) に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ (原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ) の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由 (企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等) について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援 (※) を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できる

かを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の事業間で共有します。

6.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和 7 年 12 月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、G7 各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については内閣府のウェブサイトを参照してください。

○「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

(令和 7 年 12 月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議)

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf

6.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本プログラムを含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下、「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本プログラムを通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本プログラムの活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本プログラム終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約

者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本プログラムにおいては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

6.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

6.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.8 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2026/seikatenkaia.html>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本プログラムにおいて、直接経費から PL の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PL の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本プログラムにおいて、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2025/seikatenkaia.html>

6.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。また、「研究開発経費」と「プロジェクト推進経費」の間の流用額が 500 万円を超えるときは事前に JST 課題担当者へ相談してください。この範囲内であっても、実施計画の大幅な変更（重要な研究項目の追加・削除、研究推進方法の大規模な軌道修正など）を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前に JST 課題担当者の確認が必要です。

詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2025/seikatenkaia.html>

6.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

6.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) や「統合イノベーション戦略 2025」(令和 7 年 6 月 6 日閣議決定) において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化) の確立、共用方針の

策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」(2025 年(令和 7 年)11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議)において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035 年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード(設備・機器等)からソフト(人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等)へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和 7 年 7 月 10 日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定(共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等)を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにより研究設備・機器購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が 1,000 万円以上で汎用性のあるものを購入する場合には、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」 [閣議決定（R3.3.26）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2025」 [閣議決定（R7.6.6）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】 https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」 [「科学の再興」に関する有識者会議（R7.11.18）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」
[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会（R7.7.10）]
https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

6.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀

な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいて、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場

合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7 時間 45 分~8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

6.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記 2 点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、生物学的性（セックス）や、社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

6.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本プログラムから人件費を支出しつつ、本プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研

究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R2.12.18 改正)]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

- 事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2025/seikatenkaia.html>

6.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.18 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、URA 等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(令和 7 年 6 月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策

定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等の研究開発マネジメント人材が本プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本プログラムでは、研究期間終了後の自立的な運営に向けた取組を求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組の導入が望まれます。

6.19 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づく産学官共創システムの構築について

持続的な産学官連携共創システムの構築・運営を促進する観点から、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）

（※ 1）や「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和 2 年 6 月 30 日 文部科学省及び経済産業省）（※ 2）がとりまとめられています。大学等は、これらを踏まえた産学官連携マネジメント改革（特に大学の「知」の価値付け、間接経費率の適正化や戦略的産学連携経費の導入等を含む必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用）に取り組んでください（※ 3）。

また、「大学知財ガバナンスガイドライン」（令和 5 年 3 月 29 日内閣府、文部科学省及び経済産業省）（※ 4）においては、大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要と考えられる、大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方が示されていますので、参考としてください。

※ 1：「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」は、以下のウェブサイトを参照

https://warp.ndl.go.jp/web/20250108031225/www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/taiwa/1380912.htm

※ 2 : 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」は、以下の文部科学省ウェブサイト参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html

※ 3 : 「ガイドラインを理解するための FAQ」（令和 4 年 3 月 18 日 経済産業省・文部科学省）において、ガイドラインや【追補版】の一層の活用に資するため、実務者にとって実効性が高い具体的な手法や解釈が整理されています。また、「産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック」（令和 5 年 3 月 29 日 文部科学省・経済産業省）において、大学等の「知」の価値を評価・算出する方法を実務的な水準まで整理したものが取りまとめられていますので、適宜、参考としてください（以下の文部科学省ウェブサイト参照）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html

※ 4 : 「大学知財ガバナンスガイドライン」は、以下の内閣府ウェブサイト参照

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html

6.20 社会との対話・協働の推進について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考) 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、

市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

6.21 オープンサイエンスの促進について

(1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 4 月改定）。本方針では、本プログラムでの研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本プログラムの研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※ 1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※ 1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JST が 2025 年 11 月から運用を開始した GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) をご利用ください。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
 (※ 1) DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方
 (統合イノベーション戦略推進会議)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (2026 年 1 月時点)
https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について」もご参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※ 2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※ 3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」といいます。)及び「学術論文等の即時オープ

ンアクセスの実現に向けた基本方針（統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 16 日決定）」の実施にあたっての具体的方策（令和 6 年 10 月 8 日改正 関係府省申合せ）」（以下「具体的方策」といいます。）に従って、学術雑誌への掲載後、即時（※ 4）に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）（※ 5）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Rad を通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、（即時オープンアクセスの実施無の場合）即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和 6 年 2 月 16 日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和 6 年 10 月 8 日改正 関係府省申合せ）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、JST が運用する Jxiv (<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>)、根拠データについては前述の GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) 等のリポジトリをご活用ください。

- (※ 2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。
- (※ 3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文 (電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文 (著者最終稿を含む)) 及び根拠データ (掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ) とする。」とされている。
- (※ 4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間 (エンバーゴ) がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後 3 か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。
- (※ 5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

6.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、本プログラムにより支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本プログラムにより支援を受けた旨を記載する場合には「JST COI-NEXT Program Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。本プログラムの 10 桁の体系的番号は、JPMJPF+数字 4 桁です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST Japan Grant Number JPMJPFxxxx.

【和文】

本研究は、JST 共創の場形成支援プログラム JPMJPFxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

また、掲載するジャーナルの投稿システムにファンド情報を入力する欄がある場合には、ジャーナルの投稿規定等に従い、事業名や体系的番号等を入力してください。

6.23 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」（令和 6 年 7 月 31 日）では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本プログラムにより新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

6.24 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施す

るとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本プログラムに応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

6.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 8 年 3 月時点で 28 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

6.26 技術職員の活躍促進について

我が国の科学技術イノベーション創出に向けては、研究大学等の技術職員が研究者と協働する高度専門人材として、我が国の研究基盤の向上に向けて果敢に取り組んでいくことが重要です。このため、研究大学等が、機関の研究戦略と連動させて、技術職員の活躍を促進するためのガイドラインとして、「技術職員の人事制度等に関するガイドライン」（令和 8 年 3 月、科学技術・学術審議会人材委員会決定）が策定されました。

本ガイドラインでは、技術職員を個別の研究室や研究プロジェクトにおける補助的存在ではなく、研究者や研究開発マネジメント人材、事務職員等と研究大学等の研究開発を推進する高度専門人材

として位置づけています。そして、技術職員がこうした高度専門人材として活躍していくためには、技術職員の組織的・戦略的マネジメントや人事制度の構築、高度専門人材としての育成、組織体制の強化に向けた財源確保が必要であることを示しています。

本ガイドラインを踏まえ、以下についての積極的な取組をお願いします。

研究大学等は、理事長、学長、理事、副学長等の経営層の主体的関与の下、技術職員の組織的・戦略的マネジメント、人事制度の構築、高度専門人材としての育成、組織体制の強化に向けた財源確保に努めてください。

特に、技術職員がその専門性を十分に発揮し、研究大学等の研究力強化に貢献するためには、学部や研究室単位での独立した人事制度とするのではなく、全学的な組織的マネジメントを実現することが重要です。具体的には、学内の技術職員の業務を一つの指揮命令系統の下に置くことによる高度な技術力・企画力の実現や、一元的な組織化と一体的に構築された現場固有の技術的な観点も含めた評価制度の構築、専門性や技術力を適切に処遇に結びつける職階の構築等、研究大学等の状況に応じた適切で柔軟な検討をお願いします。

また、技術職員が長期的に専門性を高めながら活躍し続けるためには、高度専門人材としての知識・技術が評価され処遇に反映される仕組みの構築が不可欠です。このため、マネジメント職としてのキャリアパスのみではなく、高度な専門性に見合った高い処遇がなされるキャリアパスの構築に努めてください。また、技術職員の業績評価の評価基準に技術研鑽に関する項目を加えることも重要です。

研究大学等の経営層は、技術職員の職務が研究大学等の研究力向上に直結するという認識を組織全体に浸透させ、技術系部門の体制強化の必要性への理解を組織文化として定着させていくことが不可欠です。特に、技術系部門の活動により獲得した外部資金については、技術職員の処遇改善等を含む技術系部門の体制強化に活用することなどに努めてください。

6.27 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

6.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版チェックリストに係る手続きを令和 8 年 12 月 1 日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

6.29 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されな

ったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3,4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.30 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

6.31 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況

について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下、「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、原則として研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00007.html

(上記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

(※1)提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日

祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本プログラムの研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下、「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。)の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年	
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
 なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.33 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本プログラムへの研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

6.34 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本プログラムのウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下、「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

6.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

6.36 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 39 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プログラム実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いします。

6.37 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

6.38 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下、「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

- ※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

7.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。

- ・本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における研究代表機関」は代表機関とします。
- ・提案書の作成は、PL が取りまとめて行い、e-Rad を利用した応募情報登録は代表機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・本提案においては科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。
- ・提案書と e-Rad の記載に、齟齬がないよう十分に注意してください。提案書の記載内容を修正した場合、e-Rad 応募情報にも最新の情報が転記されているよう必ず修正してください。
- ・審査の過程で、提案書と e-Rad の記載内容に齟齬が判明した場合、提案書の記載を正として審査を進めます。予めご了承ください。

7.3 e-Rad の使用にあたっての留意事項

本プログラムに代表機関として提案を希望する機関は、提案時まで e-Rad に研究機関登録されていることが必要となります。代表機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

- ※ 登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。
- ※ 一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。
- ※ 既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

7.4 システムを利用した申請の流れ

e-Rad への研究機関登録

代表機関で 1 名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより様式 1-1 研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : e-Rad 操作マニュアル 0. はじめに「0.7 ログイン方法」



部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報（プロジェクトリーダー）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル : 研究機関事務代表者向け操作マニュアル 10. 研究機関手続き編
11. 研究機関事務分担者手続き編、12. 研究者手続き編



公募要領・申請様式の取得

本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照 : <https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>



応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び提案書類を代表機関の事務代表者がアップロードします。



JST にて応募情報を受理

7.5 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

本プログラムそのものに関する問合せは JST イノベーション拠点推進部にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本プログラムホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

○本プログラムホームページ：<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

本プログラムに関する問合せ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	JST イノベーション 拠点推進部	03-5214-8487 (TEL) 10:00~17:00※土曜日、日曜日、祝日を除く。 platform@jst.go.jp (e-mail)
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060 (ナビダイヤル) 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

7.6 提案書類提出・作成時の注意事項

- (1) 応募申請にあたっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。
- (2) 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」、「申請中」、「応募中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。これらのステータスにならない場合は、提出締切日までに余裕をもって JST 事業担当まで連絡してください。
- (3) e-Rad による応募情報登録は締切の数日前に余裕をもって行ってください（締切間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります）。
- (4) 提案書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書様式の注記等を熟読の上、注意して記入してください（提案書様式のフォーマットは変更しないでください。）。公募締切後の提案書類の差替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却はいたしません。

7.7 e-Rad の操作方法と注意事項

(1) e-Rad 利用時の注意点【重要】 (必ずお読みください。)

① PC 環境の確認

e-Rad を利用する前に必ず PC の推奨動作環境をご確認ください。利用する PC 環境により推奨ブラウザが異なる場合がありますのでご注意ください。

・推奨動作環境は、下記のホームページをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html

② e-Rad 登録入力

e-Rad システムでは、負荷軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、画面右上の「画面を表示してから経過した時間」が 1 時間経過すると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存又は確定されなかったデータは保存されませんので十分にご注意ください。

(2) 応募分野と実施タイプ

必ず公募名を確認してから e-Rad の操作を行ってください。

・共創の場形成支援プログラム 未来共創分野 (フェーズ 1) 2026 年度公募

(3) 応募情報状況確認

e-Rad 研究機関事務代表者向け操作マニュアル「1.3 (2) 課題の検索」を参照し、応募課題を検索してください。

該当課題の応募状況「状態 (申請進行)」が「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。
応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書は無効となります。

なお、公募締切後に JST で課題の受理を行うと「申請の種類 (ステータス)」が「受理済」となります。ただし、JST による課題の受理は公募締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

(4) 操作説明

○ 『e-Rad ポータルサイト』 画面

<https://www.e-rad.go.jp/index.html>

- ・ 「e-Rad へのログイン」 をクリック



○ 『ログイン』 画面

- ・ e-Rad 上の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック



○『公開中の公募一覧』画面



- ①【新規応募】 - 【公開中の公募（新規応募）】をクリック
- ②検索条件に「共創の場形成支援プログラム」と入力して『検索』をクリック
- ③表示される公募から該当する公募を選択し、右側にある項目『応募する』をクリック

○『応募に当たっての注意事項』画面

- ・画面に表示された注意事項をよくお読みの上、ご承諾いただける場合は、「承諾して応募する」をクリックしてください。

○ 『応募 (新規登録)』画面



① 研究開発課題名 (必須) : 提案書 様式 1 基本事項の「拠点名称」を転記してください。

- ・この『応募 (新規登録)』画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすることで各タブ (A) での入力欄 (B) が表示されます。
- ・各タブで入力する内容は、以下の「【各タブ】の説明」のとおりです。基本的にどのタブからでも入力を開始することができますが、このマニュアルではタブの表示されている順番通りに説明を行います。それぞれのタブ (A) をクリックすることで、入力欄 (B) の表示が切り替わります。

【基本情報】タブ

－【基本情報】項目

- ・ ここでは、研究期間、研究分野（主、副）、研究目的、研究概要を入力します。

The screenshot shows the '基本情報' (Basic Information) tab of the e-Rad system. It contains several input fields and sections:

- ① 研究期間(西暦)**: A field for the research period in the Gregorian calendar, with a '必須' (Required) label. It includes a dropdown for '開始' (Start) and '年度から(終了)' (Year from (End)), and a '年度まで' (Year until) field. A note indicates '最短研究期間：1年 最長研究期間：2年'.
- ② 研究分野(主)**: A section for the main research field, including a '研究の内容' (Research content) dropdown, a 'キーワード' (Keyword) input field, and a 'キーワード' (Keyword) table with a '削除' (Delete) button. A '必須' (Required) label is present.
- ③ 研究分野(副)を設定する**: A section for setting the sub-research field, with a '任意項目を表示' (Show optional items) button.
- ④ 研究目的**: A large text area for the research purpose, with a character count limit of 1000. Below it is a table for uploading a '研究目的ファイル' (Research purpose file) with columns for '名称' (Name), '形式' (Format), 'サイズ' (Size), and 'ファイル名' (Filename). The table shows a file named '研究目的ファイル' in PDF format, 10MB in size. There are '参照' (Reference), 'クリア' (Clear), and '削除' (Delete) buttons for the file. An 'アップロード' (Upload) button is also present.

- ① 研究期間（必須）：提案書 様式 1 基本事項の「プロジェクト実施期間」を西暦で転記してください。
- ② 研究分野（主）（必須）：研究分野（主）の細目名、キーワードを入力します。まず、研究分野（主）の細目名から、プロジェクトに該当する研究分野を選択します。キーワードは自由記述で、最低 1 つの入力が必須です。
- ③ 研究分野（副）（任意）：任意で設定できます。研究分野（主）と同様に入力します。
- ④ 研究目的および研究概要（任意）：研究目的欄には「提案書 様式 1 基本事項を参照」と記載し研究概要欄に提案書 様式 1 基本事項の「プロジェクト概要」を転記してください。

－【安全保障貿易管理】項目

- ・ ここでは、安全保障貿易管理に関する「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」を選択します（詳細は 6.5 を参照）。

安全保障貿易管理

本公募は安全保障貿易管理の要件化対象の公募です。
 所属研究機関の安全保障貿易管理体制が未整備又は整備中となっているため、以下について回答してください。

「本公募を通じて取得した（する）貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出（提供）する予定又は意思がありますか。提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国際での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答した場合は、所属研究機関の安全保障貿易管理の体制について、外国為替及び外国貿易法第 5 5 条の 1 0 第 1 項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までに整備が必要です。また、契約時までに、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。（体制整備に関すること及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。）

※安全保障貿易管理の詳細は、次の URL から確認してください。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

⑤ リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無 ? あり なし

- ・ 代表機関は、全ての参画機関（大学等）に対して、本プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かを確認の上、⑤の欄において、提供の意思がある機関（代表機関含む）がある場合は「あり」、無い場合は「なし」を選択してください。

－【基本情報・申請書類】項目

- ・ ここでは、申請書類のアップロードを行います。提出ファイルは全部で 2 ファイルあります。提案書（ワード）は PDF 化した後、申請様式として提出してください。提案書 別紙は e-Rad システムの都合上、参考資料ファイルとして提出ください。

【研究経費・研究組織】タブ

－【研究経費】項目

- ・ここでは、【基本情報】タブに入力した研究期間に応じた計画予算年度の入力表が構成されます。提案書 様式 3-2「予算計画」に対応した予算額を転記してください。

基本情報
研究経費・研究組織
個別項目
応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	50,000,000 円	(設定なし)
間接経費	固定(直接経費の30%)	固定(直接経費の30%)

2.年度別経費内訳

大項目	中項目		年度	年度	合計
直接経費	研究開発経費	-	必須 <input style="width: 50px;" type="text"/> ,000 円	<input style="width: 50px;" type="text"/> ,000 円	0 円
	プロジェクト推進経費	- ①	必須 <input style="width: 50px;" type="text"/> ,000 円	<input style="width: 50px;" type="text"/> ,000 円	0 円
	小計		0 円	0 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%)	間接経費	必須	円	円	0,000 円
合計			0 円	0 円	0 円

研究組織

閉じる
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出 >

－ 【研究組織】 項目

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

①	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費、間接経費の合計	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

研究機関を検索	研究機関コード 研究機関名	責任者役職 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先 住所 電話番号 メールアドレス	② 直接経費 間接経費 必須	③ 研究者 人数	閲覧・編集 権限	削除	移動
	代表機関 9999999001 テスト研究機関 0 0 1	代表者 テスト 太郎 テスト 事務 代表者	千代田区丸の内 1 - 6 - 1 03-1234-5678 test001.daihyosh a@erad-develop ment.net	<input type="text" value="0"/> 0 円	<input type="text" value="0"/> 0人			

研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

戻る
以前の課題をコピー
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出

- ・ここでは、初年度予算額のみを入力の対象としています。図中①は「1.申請額（初年度）の入力状況」の自動計算表です。
- ①の『初年度の申請額』には、【研究経費】項目①で入力した 2025 年度の予算額が反映され、『研究機関ごとの金額合計』には②で入力する「直接経費」、「間接経費」の合計が反映されます。
- ・①の『差額』には[『初年度の申請額』 - 『研究機関ごとの金額合計』 = 差額]が表示されます。この差額が 0（ゼロ）となるように入力してください。
 ※差額がある場合エラー表示され一時保存や確認ができませんのでご注意ください。
- ・[行の追加]ボタンで、参画機関（大学等）を追加ください。追加する機関は大学等のみとし、大学等を除く参画機関の追加は不要です。
- ・③の欄には、ボタンをクリックし参画機関（大学等）毎の研究開発責任者（代表機関においては PL）を登録してください。

【個別項目】タブ

- ・ ここでは、以下の個別項目を入力してください。

なお、提案書の記載内容と一致させてください。

入力の詳細は項目名称横の?部分にカーソルを合わせてご確認ください。

■ 代表機関

代表機関名、拠点運営機構の設置責任者の氏名・役職

■ プロジェクトリーダー (PL)

PL の氏名、所属・役職、生年月日

■ 副プロジェクトリーダー (副 PL (産業界出身者))

副 PL (産業界出身者) の氏名、所属・役職

複数名を配置する場合は、提案書に記載した順に“、”で区切って記入してください。

■ 副プロジェクトリーダー (副 PL (自治体関係構築責任者))

副 PL (自治体関係構築責任者) の氏名、所属・役職

複数名を配置する場合は、提案書に記載した順に“、”で区切って記入してください。

■ 副プロジェクトリーダー (副 PL (上記以外))

副 PL (産業界出身者、自治体関係構築責任者以外) の氏名、所属・役職

複数名を配置する場合は、提案書に記載した順に“、”で区切って記入してください。

※ なしの場合は、「参画なし」と記載してください。

■ 幹事機関

幹事機関名

※ なしの場合は、「参画なし」と記載してください。

■ 幹事自治体

幹事自治体名

■ 参画機関

参画機関名

参画する全ての機関の正式名称を“、”で区切って列記してください。

※ なしの場合は「参画なし」と記載してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了の確認

PL の研究倫理教育に関するプログラムの修了状況について、回答してください。

1. 所属機関におけるプログラムを修了している

2. JST 事業等で eAPRIN (旧 CITI) を修了している

■ 研究倫理に関する誓約

PL が内容を確認の上、研究倫理に関する誓約を行ってください。

【応募・受入状況】タブ

- ・参画機関を含めたすべての研究費が表示されます。表示される研究費が多数の場合、『応募(入力内容の確認)』画面への遷移時にエラーとなる可能性がありますので、本応募と関係のない研究費等は、提案者の判断により適宜削除いただいて結構です。なお、削除によって提案書類の不備等や審査の対象外となることはありません。
- ・「研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由」の入力は不要です。

○『応募(入力内容の確認)』画面

- ・入力した内容の全てが 1 ページで表示されている画面であり、申請前の最終的な確認を行います。
- ・内容に誤りがなければ、右下の「この内容で提出」をクリックしてください。
申請が行われると、「応募申請を受け付けました」というメッセージが表示され、この時点で JST へ提出されたこととなります。
- ・提出後においても、公募締切前であれば提案者自身が課題の「引戻し」を行うことで内容の修正等が可能です。